

3 労福第 1 4 2 号
令和 3 年 5 月 1 0 日

愛知県経営者協会会長 様

愛 知 県 知 事
(公 印 省 略)

テレワーク徹底等による出勤者数の削減の実施について (依頼)

日頃は、本県行政の推進に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に、オール愛知で取り組んでおりますが、この度、令和 3 年 5 月 7 日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県が緊急事態宣言の対象地域に加えられたことから、令和 3 年 5 月 12 日 (水) から令和 3 年 5 月 31 日 (月) の間、愛知県全域を実施区域とする愛知県緊急事態措置を発出いたしました。

その中で、人の流れを抑制するとの観点から、事業者の皆様に対して、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク・ローテーション勤務の徹底を図っていただくとともに、テレワークの活用等による出勤者数の 7 割削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いすることといたしました。

つきましては、貴団体の会員事業所に対しまして、その旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、令和 3 年 4 月 28 日に開設した「あいちテレワークサポートセンター」において、テレワークの導入・定着に関する支援を行っておりますので、その御利用につきましても併せて周知いただきたいと存じます。

この難局をオール愛知で乗り越えるため、事業所の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

連絡先：労働局労働福祉課

仕事と生活の調和推進グループ 福島

電 話：052-954-6360 (ダイヤルイン)